

規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について
－ 中立性・透明性の確保について －

策定 平成 27 年 2 月 16 日

改定 平成 29 年 8 月 17 日

改定 平成 30 年 4 月 2 日

改定 令和 6 年〇月〇日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全研究・防災支援部門

安全研究センター

原子力緊急時支援・研修センター

1. 経緯

原子力規制委員会は今後の規制課題に対応するために必要な安全研究に関して、原子力施設を用いた研究など全ての研究を実施できる機能を有しないため、これをカバーして原子力の安全規制行政を技術的に支援する研究組織が必要である。

現状では日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターが主体となって、原子力施設を用いた安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行うとともに、事業者から独立した視点から技術的判断ができる専門家の育成や研究基盤の維持を図っている。

一方、原子力機構は安全規制を受ける原子力事業者であり、利益相反の視点からは、安全研究を始めとする規制支援活動の実施及び専門家の育成は、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められる。

これを受けて、原子力機構は、平成 26 年 4 月の組織改正において、原子力安全規制行政の技術的支援を行う両センターを含む安全研究・防災支援部門(以下「当部門」という。)を理事長直下の組織とし、規制対象となる施設(以下「規制対象施設」という。)の管理部門(被規制者としての部門)と分離するとともに、平成 26 年に第 2 期中期計画を改訂し^{*1}、中立性及び透明性を確保する旨を明記した。この主旨は、第 3 期及び第 4 期中長期計画に受け継がれている。

しかし、当部門は原子力機構の一組織であり、人事や予算の権限は原子力機構が有していることから、いわゆる独立した組織ではない。

また、各センターが、原子力安全規制行政に対する技術的支援業務を実施する際、特殊な装置の運転を必要とする場合や当センター内の専門家が少ない場合等、各センターの研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できない場合には、実効的かつ効率的な観点から、同部門以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得て、これらの業務を実施している。

本資料は、質の高い安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行う上で、組織としての完全な独立性を確保することは困難であることを踏まえつつ、そのような状況下におい

て原子力安全規制行政に対する技術的支援業務の中立性・透明性を確保し、実効的かつ効率的に業務を遂行するための方策の一環として、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方を取りまとめたものである。

令和 5 年度に共同研究の分担の原則が変更になり、相応な適切な額の金銭の提供・収受が必要とされるようになった。当部門で実施する共同研究もこれに従う。

原子力規制委員会からの受託事業については、本資料の主要な要求を引き続き適用する。

2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

本項では、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の入札等の際に求められる利益相反に係わる要求事項を満たすことを前提とした上で、当該受託事業を実施するに当たっての考え方について記す。なお、本文書にまとめた基本的考え方に基づく業務の実施状況については、当該年度の規制支援審議会において確認を受け、具体事例として後年度の業務に反映させるものとする。

(1) 原子力機構以外の原子力事業者等^{*2}との関係

原子力事業者等から独立した運営体制を確保するため、原則、以下のとおりとする。なお、上述1. に示す利益相反の視点から、ここで定義する原子力事業者等は、^{*2} に定義される者のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者をいう。

- ① 各センターは、原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない。**ただし、共同研究の実施に当たって、相応の分担のために必要な場合には、適切な額の金銭を提供・収受する。**
- ② 各センターは、原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。
- ③ 各センターは、当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者を受託事業に従事させない。
- ④ 各センターは、当該受託事業に求められる期間において再委託先^{*3} の従事者が当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させない。

(2) 原子力機構内における協力と規制対象施設の利用

原則、各センターに本務又は兼務する職員等(派遣労働者を含む。)を受託事業に従事させる。原子力機構内であっても、以下の者は従事させない。

- ① 当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わる職員等
- ② 当該受託事業が対象としている被規制施設の管理に携わる職員等

各センターが受託事業に関し規制対象施設を利用する場合には、各センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理部門が原子力機構の規定に基づき運転等を行う。

(3) 例外的措置

本項(1)(2)の例外的措置として、原子力事業者等を受託事業に関与させなければ同業務を遂行できない場合や著しい支障を来す場合等やむを得ない理由が認められる場合には、規制支援審議会においてその理由の適切性に関して受けた意見を尊重した上で原子力事業者等に関与させることとする。既に規制支援審議会で適切と評価された同様の理由により原子力事業者等に関与させる場合はこの限りではない。

なお、原子力事業者等からの受託事業についても、安全研究として実施価値が高く原子力規制委員会からの受託事業と関連性がないと考えられる場合には、個別に審議会に諮るものとする。

3. 透明性の確保について

受託報告書の公開や論文の投稿等に加え、データの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにしておくことによって、透明性を確保する。

4. その他

各センターが受託事業を遂行するに当たって、各センターの人的資源、効率的・効果的な業務遂行の観点から、原子力事業者等又は原子炉設備メーカー^{*4}との共同研究を実施すべき明確な理由が認められる場合に限り、別に定める考え方^{*5}に基づき原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施する。

規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業を進めるに当たり、業務の中立性・透明性を害しないことについての確認を行った事例は、別にまとめる。

^{*1} 「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画(中期計画)(平成22年4月1日～平成27年3月31日)」

^{*2} 原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者(独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。)を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体(電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。)を「原子力事業者等」という。

^{*3} 受託者が直接実施することができないものや適当でないものについて、他の事業者に外注する請負契約と異なり、受託者が当該事業の一部を他者に委任して行わせるものを再委託という。

^{*4} 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー(株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社)をいう。

^{*5} 別紙「原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究について」

原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究について

(原子力施設の安全研究において共同での研究が必要な理由)

- ・燃料・構造物など実機の機器・材料を使った研究が不可欠
- ・実機の設計、製造、運転、トラブルなどに関する詳細な情報が不可欠

こうした研究を効果的・効率的に実施するためには原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの技術を活かす共同での研究が重要。

ただし、これが社会に受け入れられるためには、研究の結果得られた成果を、センターが原子力事業者等又は原子炉設備メーカーに妨げられることなく公開し、自由に評価できる実施方法を確立する必要がある。

このためには、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと対等な立場で研究を実施し(①中立性の確保)、その実施方法・成果を公開して社会が判断できるようにすること(②透明性の確保)が必要。

①中立性を確保する方法

- ・組織的独立性の確保
- ・契約の対等性の確保(共同研究)
- ・成果の共有と評価の自由の確保

②透明性を確保する方法

- ・契約内容、実施プロセス・体制、成果の公開

上記の方法による共同研究の実施に当たっては、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの研究者を受け入れる場合がある。